

令和7年第4回東浦町議会定例会議案

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

目 次

同意第5号 人権擁護委員の推薦について	3
報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解について	4
議案第56号 東浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	6
議案第57号 東浦町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	7
議案第58号 令和7年度東浦町一般会計補正予算（第6号）	12
議案第59号 令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	17
議案第60号 令和7年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）	20
議案第61号 令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）	21
議案第62号 町道路線の認定について	22

同意第5号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和7年11月28日提出

東浦町長　日高輝夫

長坂孝徳

東浦町大字生路　昭和51年生

提案理由

人権擁護委員杉浦義治の任期が、令和8年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 27 日

東浦町長 日 高 輝 夫

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 7 時頃、相手方が町道藤江 202 号線に設置してある横断側溝を車両で通過しようとしたところ、当該側溝のグレーチングが固定されていなかったことにより当該車両の右前輪に跳ね上げられ、運転席のドア等が破損した。

2 損害賠償の額

726,854 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	726,854 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	726,854 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、726,854 円を支払うこととする。

議案第 56 号

東浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

東浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように
定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の
規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般型乳児等通園支援事業所に係る乳児室の面積）

第 2 条 一般型乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「省令」という。）第 21 条に規定する一般型
乳児等通園支援事業所をいい、居宅訪問型保育事業を行うものを除く。）に係る乳児
室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とす
る。

（その他の基準）

第 3 条 前条に定めるものを除くほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準は、省令に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものである。

議案第 57 号

東浦町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
東浦町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
東浦町道路の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年東浦町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(車線等) 第 4 条 車道（副道、 <u>停車帯、自転車通行帯</u> その他道路構造令施行規則（昭和 46 年建設省令第 7 号。以下「省令」という。）第 2 条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。 2 から 4 まで 略 5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の <u>車道（自転車通行帯を除く。）</u> の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 33 条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3 メートルとすることができます。 (副道) 第 6 条 略 2 <u>副道（自転車通行帯を除く。）</u> の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。	(車線等) 第 4 条 車道（副道、 <u>停車帯</u> その他道路構造令施行規則（昭和 46 年建設省令第 7 号。以下「省令」という。）第 2 条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。 2 から 4 まで 略 5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の <u>車道</u> の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 33 条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3 メートルとすることができます。 (副道) 第 6 条 略 2 <u>副道</u> の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

<p>その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い<u>第3種若しくは第4種の道路</u>又は自動車及び歩行者の交通量が多い<u>第3種若しくは第4種の道路</u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</p> <p>(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3から5まで 略 (自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い道路(<u>自転車道又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2から4まで 略 (歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は<u>自転車道若しくは自転車通行帯</u>を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>2 自転車の交通量が多い<u>道路</u>又は自動車及び歩行者の交通量が多い<u>道路</u> (前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3から5まで 略 (自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い道路(<u>自転車道</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2から4まで 略 (歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は<u>自転車道</u>を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
--	--

<p>2から5まで 略 (待避所)</p>	<p>2から5まで 略 (待避所)</p>
<p>第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p>	<p>第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p>
<p>(1) 及び (2) 略 (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の<u>車道（自転車通行帯を除く。）</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p>	<p>(1) 及び (2) 略 (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の<u>車道</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p>
<p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、<u>第8条、第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、<u>第8条、第9条第3項</u>、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>
<p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、<u>第8条、第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1</p>	<p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、<u>第8条、第9条第3項</u>、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2</p>

項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

自転車通行帯に係る構造の技術的基準を加えるため提案するものである。

議案第 58 号

令和 7 年度東浦町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 416,818 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,842,286 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		294, 565	74	294, 639
	2 手数料	110, 788	74	110, 862
15 国庫支出金		2, 906, 644	193, 302	3, 099, 946
	1 国庫負担金	1, 863, 431	193, 302	2, 056, 733
16 県支出金		1, 607, 037	103, 886	1, 710, 923
	1 県負担金	982, 369	91, 972	1, 074, 341
	2 県補助金	462, 002	11, 914	473, 916
19 繰入金		1, 038, 328	96, 000	1, 134, 328
	1 基金繰入金	1, 035, 000	96, 000	1, 131, 000
21 諸収入		742, 355	23, 556	765, 911
	4 雜入	696, 299	23, 556	719, 855
歳 入 合 計		20, 425, 468	416, 818	20, 842, 286

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		148,177	608	148,785
	1 議会費	148,177	608	148,785
2 総務費		3,455,794	6,342	3,462,136
	1 総務管理費	2,508,389	△5,962	2,502,427
	2 徴稅費	493,295	12,865	506,160
	3 戸籍住民基本台帳費	167,636	△831	166,805
	6 監査委員費	20,220	86	20,306
	7 交通防犯対策費	209,865	184	210,049
3 民生費		7,841,275	400,030	8,241,305
	1 社会福祉費	3,885,676	211,965	4,097,641
	2 児童福祉費	3,955,599	188,065	4,143,664
4 衛生費		1,576,172	701	1,576,873
	1 保健衛生費	668,300	701	669,001
6 農林水産業費		229,507	△145	229,362
	1 農業費	71,114	△145	70,969
7 商工費		180,135	1,496	181,631
	1 商工費	180,135	1,496	181,631
8 土木費		2,569,798	3,849	2,573,647
	1 土木管理費	160,391	△3,466	156,925
	2 道路橋りょう費	903,800	4,042	907,842
	5 都市計画費	1,470,059	3,273	1,473,332
9 消防費		764,560	381	764,941
	1 消防費	764,560	381	764,941
10 教育費		2,878,083	2,591	2,880,674
	1 教育総務費	382,779	△2,521	380,258
	2 小学校費	910,186	2,098	912,284
	4 社会教育費	360,578	320	360,898
	5 保健体育費	666,825	2,694	669,519
14 予備費		34,153	965	35,118
	1 予備費	34,153	965	35,118
歳 出 合 計		20,425,468	416,818	20,842,286

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りよ う費	町 道 吉 田 線 整 備 事 業	23,360

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
保育用品購入費	自令和7年度 至令和8年度	9,175
都市計画道路藤江線用地購入費及び 物件移転補償費	自令和7年度 至令和9年度	88,120

議案第59号

令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,204,911千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

東浦町長 日高輝夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 県支出金		2,847,524	38,969	2,886,493
	1 県負担金・補助金	2,847,524	38,969	2,886,493
歳 入 合 計		4,165,942	38,969	4,204,911

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		38,002	2	38,004
	1 総務管理費	15,645	2	15,647
2 保険給付費		2,794,269	38,969	2,833,238
	1 療養諸費	2,440,987	9,429	2,450,416
	2 高額療養費	337,780	29,540	367,320
5 諸支出金		3,050	1,000	4,050
	1 償還金及び還付加算金	3,050	1,000	4,050
6 予備費		17,015	△1,002	16,013
	1 予備費	17,015	△1,002	16,013
歳 出 合 計		4,165,942	38,969	4,204,911

議案第60号

令和7年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度東浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「配水設備新設改良事業417,483千円」を「配水設備新設改良事業417,454千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第1款 水道事業収益	1,001,615千円	75千円	1,001,690千円
第2項 営業外収益	211,760千円	75千円	211,835千円
支			出
第1款 水道事業費用	919,050千円	△1,781千円	917,269千円
第1項 営業費用	911,848千円	△1,781千円	910,067千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額540,981千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額540,952千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金510,549千円」を「過年度分損益勘定留保資金510,520千円」に改め、資本的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支			出
第1款 資本的支出	627,094千円	△29千円	627,065千円
第1項 建設改良費	423,881千円	△29千円	423,852千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第6条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	99,347千円	△1,810千円	97,537千円

令和7年11月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第61号

令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「管渠建設改良事業145,395千円」を「管渠建設改良事業145,466千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 下水道事業収益	1,297,304千円		777千円	1,298,081千円
第1項 営業収益	560,509千円		28千円	560,537千円
第2項 営業外収益	736,792千円		749千円	737,541千円
		支	出	
第1款 下水道事業費用	1,297,304千円		777千円	1,298,081千円
第1項 営業費用	1,209,188千円		777千円	1,209,965千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 資本的収入	284,922千円		71千円	284,993千円
第2項 出資金	203,043千円		71千円	203,114千円
		支	出	
第1款 資本的支出	594,208千円		71千円	594,279千円
第1項 建設改良費	158,067千円		71千円	158,138千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第8条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	50,041千円	794千円	50,835千円

令和7年11月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第 62 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
2420	緒川 420 号線	東浦町大字緒川字笠松 6 番 1	
		東浦町大字緒川字笠松 7 番 1	
5190	生路 190 号線	東浦町大字生路字狭間 27 番 1	
		東浦町大字生路字狭間 29 番	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。